

十日町都市計画 地区計画の決定（十日町市決定）

都市計画 十日町駅西地区地区計画を次のように決定する。

名 称	十日町駅西地区 地区計画	
位 置	十日町市 稲荷町三丁目、稲荷町三丁目本通り、稲荷町三丁目南、旭町、千代田町、丸山町、高田町三丁目 の一部	
面 積	約 7. 6 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は十日町駅西口に位置し、駅利用者、駅前施設など多くの人が利用する利便性の高い地区である。また、土地区画整理事業を実施し、良好な居住環境を形成してきた地区である。</p> <p>第一種住居地域から第二種住居地域への用途地域変更を契機に、これまで形成されてきた良好な居住環境が著しく悪化することを抑制するため、地区計画を策定し、地区内居住者が今後も安心して快適に暮らせる市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発・保全の方針	土地利用の方針	十日町市の新しい玄関口としてふさわしい、利便性の高い土地利用を推進しつつ、良好な居住環境の保全にも配慮した健全な土地利用の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により計画的に整備された道路等の公益的機能の維持保全に努める。
	建築物等の整備方針	<p>土地利用の方針に沿って、「建築物の用途の制限」について適正な制限を設け、健全で良好な市街地環境の形成を図る。</p> <p>具体的には、第一種住居地域から第二種住居地域に変更することにより規制緩和される建築物の用途のうち、本地区の将来像にふさわしい施設の立地を許容することとする。</p>
地区整備計画	名 称	十日町駅西地区地区計画
	位 置	十日町市 稲荷町三丁目、稲荷町三丁目本通り、稲荷町三丁目南、旭町、千代田町、丸山町、高田町三丁目 の一部
	面 積	約 7. 6 h a
	建築物に関する事項	<p>【建築物等の用途の制限】</p> <p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積が 3,000 m²を超えるポーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等 ・カラオケボックス等 ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券販売所等 ・床面積が 3,000 m²を超える自動車教習所 ・床面積が 3,000 m²を超える自家用倉庫 ・床面積が 3,000 m²を超える畜舎 ・床面積が 3,000 m²を超える火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理量が非常に少ない施設

区域は計画図に表示のとおり。

【理由】

当地区は十日町駅の駅西地区として土地区画整理事業により整備された市街地である。来訪者の拠点となる十日町市の新しい玄関口にふさわしい土地利用を進めながら、居住者の快適な住環境の保全にも配慮した規制誘導を図り、双方の調和のとれた魅力ある市街地の形成を目指すため、地区計画を決定するものである。